



環 保 第 1 9 6 2 号  
平 成 2 2 年 1 2 月 1 日

大阪府環境審議会会長 様

大阪府知事 橋下



化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画  
及び総量規制基準について(諮問)

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第7次総量削減  
計画の策定及び総量規制基準(平成19年6月22日大阪府告示第11  
53号)の改定について、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)  
第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

総量規制制度は、閉鎖性水域の水質保全を目的として昭和53年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、昭和55年の第1次水質総量規制に始まり、以後、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量規制まで、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として6次にわたり、実施されてきました。

そうした中、中央環境審議会は、平成21年2月の「第7次水質総量規制の在り方について」の諮問を受け、各海域の水環境の状況等に関する検討を行った結果、本年3月に、

- ・大阪湾等においては、環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊が発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があると考えられる。
- ・第7次水質総量削減においても平成26年度を目標年度として行うことが適当である。

との答申を行いました。

国においては、これを受けて、総量削減基本方針の策定、総量規制基準の値の範囲を定める告示の改正を行うとしています。

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定により、関係都府県の知事は、総量削減基本方針に基づき総量削減計画を定め、同法第4条の5第1項及び第2項の規定により、総量削減計画に基づく総量規制基準を定めることとされています。

このことから、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第7次総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。